

保護者の皆様にお願い

学 校 長

学校では、生徒の健康の保持増進をはかるため、健康教育、保健管理の充実に努めています。健康診断、健康相談等による心や体の健康状態の把握及び事後指導、環境衛生管理等について、保健室では学校医等と連携をとりながら対応しています。また、学校生活で発生したけが、病気等に対処するための応急処置も行います。しかしながら、保健室での処置はあくまでも応急処置となりますので、専門的な診断や治療を行うことができません。また健康状態によっては、すみやかに保護者と連絡をとらせていただく必要があります。

そのため、万一学校でけがや病気が発生した時は、次のように対処いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<p>医師の受診を必要とするけがの場合</p>	<p>1) 第一に、家庭に連絡をとります。学校または病院に直行し、立ち会ってください。 ※プライバシー保護のため、医療機関によっては、家族以外の引率では、診療室や処置室に入室できない場合もあります。</p> <p>2) 保護者がすぐに学校に来られない時は、学校で臨時的措置として、学校近くの医療機関に連れて行きます。 (かかりつけの医師(あまり遠方でない所に限る)の届け出がある場合はその医師)</p> <p>3) 必ず緊急時の連絡先(複数)を学校に届けておいてください。 ※連絡先に変更があった場合は、学校までお知らせください。</p> <p>4) ・学校管理下において発生した傷病については、治療費を日本スポーツ振興センターに災害給付申請することができます。その場合、医療機関の窓口で自己負担額を支払い、申請後、治療費(健康保険適用額)の4/10が給付されます。 ・用紙を学校でもらい、医療機関で記入したものを学校に提出してください。 ・日本スポーツ振興センターの請求手続き等でご不明な点がある時は、養護教諭までお問い合わせください。</p> <p>5) その後の経過については、学校に定期的に連絡してください。</p>
<p>捻挫・打撲の場合</p>	<p>1) その時はたいしたことがなくても、後から腫れてきたり痛くなったりすることがありますので、学校の処置がしてあっても、家庭でよく経過を観察してください。</p> <p>2) もし、後から医師の治療を受けた場合は、学校へ連絡してください。</p>
<p>小さいけがの場合</p>	<p>1) 保健室で応急処置をします。</p> <p>2) 帰宅後の経過観察と処置は、家庭で行ってください。(学校では、継続的な処置は行いません)</p>
<p>家庭でけがをした場合</p>	<p>1) 家庭できちんと処置をして、登校させてください。</p> <p>2) 登校後変化のあった場合は、学校でも処置をします。</p>
<p>身体の具合が悪い場合</p>	<p>1) 少しでも具合の悪い時は、なるべく登校させないでください。 ・登校の途中で動けなくなったり、朝の冷たい空気の刺激で治りかかった病気がぶり返すことがあります。また、感染症の場合は、集団生活で他人にうつしたりすることもあります。</p> <p>2) 発熱した時は、平熱が丸一日続くまで休ませてください。</p> <p>3) 欠席させる時は、必ず始業時まで担任にご連絡ください。</p>
<p>登校後の発病の場合</p>	<p>1) 保健室でしばらく休ませて(1時間位)様子を見ます。</p> <p>2) 回復が見込めない場合は、保護者に連絡し、家庭にすぐ帰します。</p> <p>3) 急を要するときは、校医または近くの医療機関で診てもらいます。</p> <p>4) 状態によっては、必ず家庭(留守の場合は保護者の勤務先)に直接連絡します。</p>
<p>感染症にかかった場合 [例] 季節性インフルエンザ</p>	<p>1) 出席停止となります。(欠席扱いにはなりません)</p> <p>2) 登校に際しては、「登校届」の提出が必要となりますので、学校にお問い合わせください。 * 対象となる感染症と出席停止期間の基準の一覧は裏面をご覧ください。</p>

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

* 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルスに限る） ・ 中東呼吸器症候群 （MERSコロナウイルスに限る） ・ 特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症 	全種類、治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・ 新型コロナウイルス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで <p>【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症（しょうこう熱）など 	全種類、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する、「指定感染症及び新感染症」は第一種の感染症とみなします。